

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和8年度 重点目標

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 自治基本条例に基づくまちづくりの推進 |
| 2 | 移住・定住・交流によるまちづくりの推進 |
| 3 | 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 |
| 4 | デジタル技術を活用した市民サービスと業務の改善 |
| 5 | 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進 |
| 6 | 犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり |

重点目標		自治基本条例に基づくまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1		
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 自治基本条例に基づくまちづくりの推進		市長公約における位置 付け	挑戦7 ともにつくる政治を、上田のあたりまえに 地域担当職員配置と自治センター機能強化 挑戦0 ともに動く市役所 公民連携を担う人材育成、まちに飛び込む現場主義の市役所へ				
第五次上田市行政財政改革大綱における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ア 市民の行政参画の促進、イ 市民との情報共有の充実、ウ 公民連携の推進							
現況・ 課題	人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、自治会の加入率の低下等の影響により、将来のまちづくりのあり方を検討する時期にきている。 複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるため、多様な主体（市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など）の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、「参加と協働」および「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要がある。 将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくため、まちづくりの理念を普及・啓発し、次代を担う人材の育成を図る必要がある。 自治会などの範囲では解決が困難な課題は、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織など、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められている。								
目的・ 効果	関係者が集まり、情報共有、課題解決に向けた協議等を行うことで、市民、地域コミュニティ、行政のそれぞれの特性に応じた役割分担が可能となるとともに、地域課題の共有を図ることができる。 役割分担の結果、個別に実施していた活動の効率化が図られ、活動に対する負担軽減が図られる。 関係者による協議を重ねる中で、住民に自治の意識が芽生えるとともに、地域住民への周知も図られる。			該当する SDGsの目標					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○ まちづくりの方向性の明示 (1) 「協働のまちづくり指針」の改定 (2) まちづくり講演会の開催	(1) 12月末まで (2) 年度末まで	(1) 地域協議会等における市民の意見を反映した指針の改定 (2) 地域や市民への周知を図るための講演会を開催						
②	○ 「対話」を基調とした、持続可能なまちづくり推進体制の確立 (1) 地域担当職員（政策幹・担当）を中心とした、地域内の課題共有体制の構築 (2) 地域活動の「棚卸し」と地域コミュニティの特性に応じた役割分担の検討	(1) 通年 (2) 年度末まで	(1) 地域活動拠点の整備、機能の強化に向けた研究、定期的な地域政策幹・地域担当職員との検討会議開催、庁内関係者との体制検討・調整 (2) 地域振興政策幹、地域担当職員と自治会や住民自治組織との検討会議開催						
③	○ 地域コミュニティが取り組むまちづくり活動の支援 (1) 活力あるまちづくり支援金による支援、担い手の発掘・育成 (2) 自治会役員負担軽減の取組と自治会のデジタル化（DX化）推進 (3) 住民自治組織の皆さんが安心して活動できるよう、市民活動保険の公費加入の検討 (4) 住民自治組織を中心とした、地域課題の共有・課題解決に向けた対話等への支援	(1) 通年 (2) 年度末まで (3) 9月末まで (4) 通年	(1) 地域や団体のニーズに応じた柔軟な対応と活用の推進 (2) 負担軽減の効果検証とDX化へのアンケートの実施、分析 (3) 公費負担による住民自治組織構成員の活動保険加入方針に一定の目的をつける (4) 地域ごとの対話の場の設定と地域担当職員の役割の明確化						
④	○ 豊殿、塩田、川西地域自治センターにおける支援 (1) 住民自治組織（各地区まちづくり協議会等）が取り組む事業への支援 (2) 上田地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援 (3) 地域おこし協力隊による地域の魅力発信事業等への支援（塩田：別所温泉活性化等）	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 人的・財政的支援 (2) 上田地域協議会の運営を支援 各地区自治会連合会の要望の取りまとめ (3) 塩田地域の観光誘客に係る活動支援						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 市民、地域コミュニティは、自治基本条例における行政のパートナーとして位置付けられていることから、対話を基調としたまちづくりの推進を図ることとしている。 まちの課題解決に取り組む地域コミュニティの取り組みを支援するため、「活力あるまちづくり支援金」の制度内容を定期的に見直している。			○取組による効果・残された課題					

重点目標		移住・定住・交流によるまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2
総合計画における 位置付け		第6編 文化・交流・連携 第3章 交流・連携、移住・定住促進による活力あるまちづくり 第1節 選ばれる都市に向けた上田の魅力発信		市長公約における位置 付け	挑戦 1 上田に稼ぐ力を取り戻す 上田ならではの返礼品で“稼ぐ力”を		
第五次上田市行政改革大綱における位置付け				(3) 持続可能な財政運営に向けた改革 ア 歳入増に向けた取組			
現況・ 課題	交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者へ訴求する必要がある。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携が重要である。 出生数の減と市民の流出により人口減少が進んでいる。発展的に持続する活力あるまちづくりに向けて、転出の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題である。暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や暮らしやすさに関する情報を積極的に発信する必要がある。また、住居ニーズの充足や就職支援に向けて関係課との連携が必要である。 人口減少と高齢化の進展は、生涯未婚率の増加による出生数の低下を招き、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性がある。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要である。						
目的・ 効果	ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図る。 移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせオンライン方式の併用で実施し、上田市に関心を寄せる世界中の方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進する。 婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成等により、出会いと結婚を支援する。				該当する SDGsの目標		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ ふるさと納税制度の推進 (1) 庁内連携及び官民連携による事業者開拓 (2) 体験型返礼品の拡充 (3) 庁内戦略会議の実施	(1) 通年 (2) 年度末まで (3) 年度末まで	○ 寄附件数及び寄附金額 4.5万件、10億円 (1) 返礼品の追加、ブラッシュアップ (2) 10件以上 (3) 10回以上				
②	○ 移住定住の推進 (1) 移住相談会の開催及び移住関連イベントへの参加 (2) 移住体験ツアーの実施 (3) 地域おこし協力隊員との連携強化 (4) UIJターン就業・創業移住支援事業費補助金の活用	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	○ 行政サポートによる移住者数 120人 (1) 10回以上 (2) 1回以上 (3) 2回以上 (4) 20件				
③	○ 縁づくり事業の推進 (1) 婚活交流会等の開催 (2) 結婚新生活補助事業補助金の活用	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	○ 婚姻数 550件 (1) 4回 (2) 14件				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 上田市ならではの返礼品開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組む。 「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進する。			○取組による効果・残された課題			

重点目標		一人ひとりの人権が尊重される社会の実現		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 誰もが互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		市長公約における位置 付け	挑戦6 誰一人取り残さない上田へ 多様性を尊重し合える上田へ		
第五次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け							
現況・ 課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要がある。女性、子ども、同和問題等にかかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多発化や性的少数者への差別、犯罪被害者等への支援強化など、様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められている。 世界の恒久平和は、国民共通の願いであり、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務である。 男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえだカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組むとともに、令和9年度からスタートする第5次上田市男女共同参画計画の策定を進めていく。						
目的・ 効果	一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、令和6年度からスタートした「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」に基づき、各分野にわたる施策の推進に取り組む。 「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言に基づき、平和に関する取組を推進し、恒久平和の実現を目指していく。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進していく。			該当する SDGsの目標	      		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 (1) 人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の悩みごと相談 (2) あらゆる差別に関する相談	(1) 通年 (2) 通年	(1) 特設相談：上田 隔月1回、丸子・真田、武石 年2回 常設相談：毎週月・水・木曜日 (2) 隣保館での相談窓口開設 市民団体と連携した相談体制				
②	○ 平和啓発事業の実施、推進 (1) 市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための取組の実施 (2) 原爆パネル展の実施	(1) 通年 (2) 年度末まで	(1) 平和の灯モニュメントの活用 「平和の鐘を鳴らそう」の開催 (2) 原爆パネル展の開催 10か所				
③	○ 男女共同参画啓発事業の推進 (1) 第4次上田市男女共同参画計画（うえだカラフルプラン）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 各女性団体の講座、研修等への参加 (4) 講演会、講座の開催 (5) 男女共同参画推進事業者表彰の実施	(1) 通年 (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 関係団体等との協働による男女共同参画の啓発事業を実施 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 女性団体の研修会等の参加1回以上 (4) 講演会、講座の開催 5回以上 (5) 事業者表彰 2団体以上				
④	○ 第5次上田市男女共同参画計画策定 (1) 計画策定に向けた審議会開催等	(1) 年度末まで	(1) 男女共同参画推進委員会開催（審議会5回） パブリックコメントの実施				
⑤	○ 市民プラザ・ゆう事業の推進 (1) 資格取得支援講座等の開催 (2) 女性相談員によるなんでも相談の実施 女性弁護士による法律相談の実施	(1) 年度末まで (2) 通年	(1) 資格取得支援講座等の開催 7講座以上 (2) 女性相談員による相談 週2回 女性弁護士による法律相談 偶数月1回・奇数月2回				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標		デジタル技術を活用した市民サービスと業務の改善		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実		市長公約における位置 付け	挑戦0 とともに動く市役所 庁内DXと働き方改革		
第五次上田市行財政改革大綱における位置付け				(2) スマートシティの実現を目指す改革 ア 市民サービス向上のためのデジタル化			
現況・ 課題	マイナンバーカードは、手続きの簡素化や事務処理の効率化を目的として運用されている。マイナポイント事業や健康保険証としての利用開始などにより取得者は増加しており、当市の令和7年度末の保有率は80.8%となっている。一方、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付については、平成28年5月から実施しているものの、令和7年度の利用率は36.2%にとどまっている。令和6年3月の戸籍法改正により、一部の行政手続きでは戸籍謄抄本の提出が不要とされるなど、マイナンバー制度の利用による業務改善が進められている。当市でも令和5年2月から「書かない窓口システム」を導入している。来庁者の負担軽減や窓口業務の簡素化については、なお改善の余地がある。						
目的・ 効果	マイナンバーカードを用いた各種サービスについて、市民が実際に利用しやすい環境を整え、日常的な行政手続きの中で活用される状態を目指す。また、証明書のコンビニ交付やオンライン手続きの利用促進により、市役所窓口に来庁しなくても手続きが完結する場面を増やす。これにより、市民の来庁に伴う負担の軽減が期待される。あわせて、窓口での受付・交付件数の削減により、職員の事務処理時間が縮減され、限られた人員でも安定した窓口運営が可能となるなど、業務全体の効率化が図られる。			該当する SDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ マイナンバーカード保有枚数率の向上 (1) 予約制での申請・交付受付の実施 (2) 施設等へ職員訪問による申請受付の実施	(1) 通年 (2) 通年	○ 保有枚数率：82.2% (1) 毎月2回（第2土曜日、最終日曜日） (2) 要望を受けて実施（6件）				
②	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上 (1) 本庁舎へのマルチコピー機を導入と利用促進 (2) Webページや広報等でコンビニで証明書が取れることを周知	(1) マルチコピー機導入は令和8年9月 (2) 年度末まで	(1) コンビニエンスストアでの証明書交付比率：41.2% (2) 広報うえだ掲載（2回/年）				
③	○ 「引越し手続きオンラインサービス」の利用率向上 (1) Webページや広報等で周知 (2) 窓口での情報提供 (3) イベントでのチラシ配布等による広報	(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 年度末まで	○ 転出届のオンライン申請利用率：31.2% (1) 2回 (2) 来庁者の手続き時に実施 (3) 二十歳を祝う式等で実施				
④	○ 書かない窓口の充実による市民サービスの向上 (1) 来庁者の負担軽減 来庁者の待ち時間や手続き時間の短縮、申請書への記入の削減 (2) 窓口業務の標準化・円滑化 窓口手続きの流れを整理・標準化による、混雑の緩和や手続きの円滑化	(1) 通年 (2) 通年	(1) (2) 受付後10分以内に案内できた届出の割合の向上（各月平均2%）				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 来庁時の待ち時間短縮や、申請書への記入負担の軽減を図るとともに、オンライン手続きやコンビニ交付により、時間や場所にとらわれず行政手続きを行える環境の充実を進め、市民満足度の向上につなげる。 手続き環境の整備により、市民自らが主体的に行政手続きを選択・利用できる機会を広げ、利便性の高い市民サービスの提供を目指す。			○取組による効果・残された課題			

重点目標		多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		市長公約における位置 付け	挑戦6 誰一人取り残さない上田へ 多様性を尊重し合える上田へ		
第五次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ア 市民の行政参画の促進 イ 市民との情報共有の充実					
現況・ 課題	上田市の外国籍市民は令和8年1月1日現在5,101人で、県内で最も多い自治体である。在留資格別では永住者が最も多く、次に留学生、定住者が続いている。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、今後さらに外国籍市民の増加が見込まれる。外国籍市民は、子育て・教育・健康・住居・就労など、生活のあらゆる場面で課題を抱えており、高齢化問題も顕在化している。外国籍市民が地域に定着し、長く住み続けるには、自立と社会参加への支援が重要である。特に、親の定住化に伴い日本で暮らし続ける外国籍の子どもたちが共に将来のまちづくりを担う存在となるよう、子どもたちの自立に向けた総合的な支援体制の構築が必要である。						
目的・ 効果	少子高齢化と人口減少が進む中、社会・経済を持続的に発展させるには、外国籍市民の役割がますます重要になっている。単なる労働力としてだけでなく、地域の生活者として、外国籍市民の存在が不可欠である。特に、日本に定住する外国籍の子どもたちは、次世代の担い手となるべく、日本社会の中で自ら未来を切り開く力を身につけることが必要である。同じまちに住む市民として、日本人と外国人がお互いを理解し、共に生きるまちづくりを進めることで、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」が実現する。			該当する SDGsの目標	1 貧困をなくそう 2 気候変動に 適応する 3 すべての人に 健康と福祉を 5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の平等を なくそう 11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナリーシップを 強化しよう		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 多文化共生推進体制の構築・強化						
	(1) 多言語相談ワンストップセンターの充実（多言語対応職員による相談対応・情報発信）	(1) 通年	(1) さまざまな相談への多言語対応や情報発信を充実させる				
	(2) 外国籍市民を対象とした業務に関する庁内関係課との連携	(2) 年度末まで	(2) 庁内会議を開催し、外国籍市民の状況や国、県の施策動向を共有する（年2回）				
	(3) 地域や学校等、各団体との連携による事業について外国人の参画を促進	(3) 年度末まで	(3) AMUにおける連携事業として、学校・学生・教育関係機関・企業・地域と協働で各事業を実施				
	(4) 多文化共生都市会議との連携	(4) 年度末まで	(4) 首長会議やブロック会議（年3回程度）、全体会（年2回程度）に参加し、制度等についての課題を協議				
②	(5) 上田市多文化共生のまちづくり推進指針の見直し検討	(5) 年度末まで	(5) 国や県の制度や先進事例を調査、研究し、多文化共生に係る課題を整理				
	○ 外国籍市民の自立と社会参加の促進						
	(1) 市民向け講演会や外国籍市民への交流の場づくり等による多文化共生理解の深化	(1) 年度末まで	(1) 多文化交流フェスタ（年1回）や異文化理解講演会（年1回）を開催する				
③	(2) 外国籍市民の自立と社会参加を促す講座開催	(2) 年度末まで	(2) 外国籍市民と地域住民の交流を深める会等を実施（年1回）				
	(3) 災害時の行動における基礎的知識の提供	(3) 通年	(3) 災害発生時に必要な多言語による情報取得方法や、基礎的な行動知識を啓発				
	○ すべての年代の外国籍市民への教育・学習支援						
④	(1) 日本語コーディネーター配置による「にほんごアム」（日本語教室）の充実	(1) 通年	(1) 日本語コーディネーターを配置し、あらゆる世代の学習者と日本語支援者とのマッチングを実施				
	(2) 教育委員会と連携した外国籍児童・生徒への日本語学習支援	(2) 通年	(2) 小中学校へ日本語支援ボランティアを派遣				
	(3) 日本語支援者の養成及びスキルアップ	(3) 年度末まで	(3) 日本語支援ボランティア養成・スキルアップ講座の実施（1回）				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標		犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター		優先順位	6
総合計画における 位置付け		第2編 自然・生活環境 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		市長公約における位置 付け				
第五次上田市行財政改革大綱における位置付け				(1) 多様な主体との連携・協働を推進する改革 ア 市民の行政参画の促進				
現況・ 課題		特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、不審電話や訪問などの前兆事案も日々発生している。令和7年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数25件であり、被害額は過去最悪の2億5,988万円となっている。これ以上の被害の発生を食い止めるため、高齢者はもとより、全ての市民に対して特殊詐欺等の被害防止対策を講じることが喫緊の課題である。 令和7年中の交通事故の発生件数は、前年より減少したものの、3件の死亡事故が発生しており、依然として、高齢者が関係する重大事故が多く発生している現状から、ドライバーはもとより、すべての道路利用者に対して交通安全意識の高揚を図る対策が必要である。特に、本年4月から道路交通法が改正され、自転車の交通ルール遵守の徹底と安全利用の強化が図られたことから、これまで以上に自転車利用時におけるマナーの向上を図っていく必要がある。						
目的・ 効果		地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている、既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会での情報交換及び連携により、地域全体での見守りや啓発活動を推進することで、高齢者をはじめとした市民が特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう未然防止を図る。 また、交通安全対策については、高齢者の交通事故防止と自転車の適正利用を重点課題として、交通安全意識の向上と事故抑止対策を推進することで、交通事故の抑制を図る。			該当する SDGsの目標	11 住み続けられる まちづくりを 16 平和と公正を すべての人に 17 パートナーシップで 目標を達成しよう		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施 (1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進 (2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施 (3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進 (4) 特殊詐欺等被害防止、消費者トラブル被害防止に関する出前講座		(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会2回 消費者被害未然防止を図る連携会議 1回開催 (2) 広報うえた掲載 随時、 HP掲載 随時 メール配信による注意喚起 随時 (3) 購入費補助120件 (4) 15回				
②	○ 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進 (1) 交通安全運動の実施 (2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付 (3) 交通安全教室の実施 (4) 自転車用ヘルメットの着用促進と自転車交通ルール・啓発の実施 (5) 長野県民交通災害共済手続きの電子化の周知と加入率の維持・向上		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 通年	(1) 4回 (2) 800人 (3) 100回 (4) 購入費補助 250件 街頭啓発活動 随時 (5) 広報チラシの作成配布、広報紙やHPによる周知 加入率48%（R7同水準）				
③	○ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進 (1) 地域安全運動等の実施 (2) 防犯パトロールの実施 (3) 青色回転灯防犯パトロール車による、小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施 (4) 防犯指導員への指導の充実		(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 通年 (4) 年度末まで	(1) 2回 (2) 随時実施 (3) 毎週水・金曜日 (4) 研修会の開催 2回開催				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題			